

平成26年度第1回青少年健全育成審議会開催結果

- 1 **開催日時**
平成26年8月28日（木）午後1時30分から午後3時00分までの間
- 2 **開催場所**
県庁舎本館2階 22会議室
- 3 **出席者**
委員～17名
県庁職員～11名
- 4 **報告事項（別途報告事項等資料参照）**
 - (1)少年非行の概況について（資料1）
県警少年課から平成26年7月末までの少年非行の概況について説明を行った。
 - (2)有害興行・有害図書の指定方法等について（資料2）
事務局から有害興行、有害図書の基準、指定方法、販売方法等について説明を行った。
 - (3)有害興行・有害図書の指定状況について（資料3）
事務局から、前回の審議会（1/29）以降の有害興行、有害図書の指定状況について報告を行った。（有害興行映画30本、有害図書9冊）
 - (4)県内一斉立入調査結果について（資料4）
事務局から本年7月18日に実施した県内一斉立入調査結果について報告した。
- 5 **審議事項（別途審議資料参照）**
有害図書の個別指定について
 - 暴力団・暴走族関係雑誌 3冊
 - 1 実話ドキュメント 9月号
 - 2 実話時代 9月号
 - 3 チャンプロード 9月号
 - 犯罪・自殺誘発等雑誌 3冊
 - 4 ドラッグの教科書
 - 5 悪い薬
 - 6 完全自殺マニュアル
 - 非行誘発・助長関係誌 3冊
 - 7 裏モノJAPAN 9月号
 - 8 裏グッズカタログ2014
 - 9 図解アリエナイ理科の実験室について、青少年に閲覧させることが有害か否か諮問のうえ、委員により審議した結果、いずれも有害図書に当たるとの結論であった。
- 6 **質疑、意見交換等**

フィルタリングの必要性や親の家庭教育及び地域で子どもを育てることの重要性等について意見や感想が出されたほか、以下のとおり質疑があった。

問 暴力団雑誌等は9月号を有害指定しても10月号などの扱いはどうなるのか。

答 個別に指定しない限り有害図書とはならないが、毎月指定するには審議会の開催が追いつかない。そこで書店業者等には次号以降も同様の内容であれば有害図書と同様に扱うよう依頼している。

問 暴力団雑誌などは包括指定できるようにならないか。

答 わいせつ写真などと違い、有害性の判断に客観的意見も必要。迅速な指定方法について今後検討したい。